

株式会社グリーンパワーインベストメント「（仮称）住田遠野風力
発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成28年12月2日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「（仮称）住田遠野風力発電事業環境影響評価準備書」について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所：岩手県遠野市及び気仙郡住田町
- ・ 原動力の種類：風力（陸上）
- ・ 出力：最大99,750kW（2,850kW級×最大35基設置予定）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成28年 5月26日
住民等意見の概要受理	平成28年 7月25日
岩手県知事意見受理	平成28年10月12日
環境大臣意見受理	平成28年10月13日

問合せ先：電力安全課 長村、高須賀
電話03-3501-1742（直通）
03-3501-1511（代表）
4921（内線）

株式会社グリーンパワーインベストメント「（仮称）住田遠野風力
発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

- (1) 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音について

騒音については、一部地点において現況既に A 及び B の地域類型における環境基準値に近い値を示しているところ、工事用資材等の輸送に伴い当該環境基準値を 5~7dB 上回る騒音が発生することが予測されていることから、生活環境への影響が懸念されるため、工事用資材等の輸送効率化による車両台数の削減、通行ルート調整や低速走行等の追加的な環境保全措置により騒音を一層低減するよう努めるとともに、工事実施期間中には、追加的な環境保全措置の効果について確認すること。

(2) 鳥類等について

対象事業実施区域及びその周辺は、「国内希少野生動植物種」に指定されたイヌワシ 2 ペア等を含む重要な鳥類及びほ乳類の生息環境となっているほか、対象事業実施区域では、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の飛翔が確認されており、本事業によるこれら希少猛禽類等への重大な影響が懸念される。

特にイヌワシについては、対象事業実施区域の北側及び中央部に、餌場として高頻度で利用されていると考えられるササ群落及び牧草地があるが、本事業は当該ササ群落及び牧草地近隣に風力発電設備を設置するため、餌場の利用阻害及びバードストライクの発生が懸念される。

以上より、本事業による希少猛禽類等への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ① 風力発電設備の6号機については、事業実施前に飛翔状況調査及び植生調査を実施し、イヌワシの利用頻度及び植生の遷移の状況から餌場の利用阻害及びバードストライクの発生が回避できると専門家が判断する場合以外は、設置の取りやめを含む抜本的な見直しを行うこと。
- ② 対象事業実施区域の中央部の牧草地近隣に設置予定の風力発電設備については、事業実施前に飛翔状況調査を実施し、イヌワシの利用頻度及び植生の状況から餌場の利用阻害及びバードストライクの発生が懸念される場合は、専門家の助言を受け、配置等の変更、新たな餌場の整備等、適切な環境保全措置を検討し、実施すること。
- ③ バードストライクの発生の可能性を低減するために、ブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に講ずること。
- ④ 鳥類等のブレード、タワー等への接近又は接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、供用後の事後調査を適切に実施し、イヌワシに係るバードストライクが発生した場合には、専門家の助言を踏まえて、当該風力発電設備及び同様に衝突する可能性が高い風力発電設備を停止するとともに、バードストライクの原因の解明を行い、その結果に基づき、原因を解決するための追加的な措置を行った上で稼働再開とすること。また、その他の重要な鳥類及びほ乳類も含め、供用後においてバードストライク又はバットストライクが発生した場合の対応措置について、事故の確認及び報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸及び傷病個体への対処等をあらかじめ定めて実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。